(目的)

第1条 この要領は、むつ市空き家・空き地バンクを設けることにより、居住誘導区域における空き家及び空き地の利活用の促進を図るとともに、放置される空き家・空き地の発生を抑制し、もって安全安心な居住環境を維持することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 空き家 居住を目的として建築され、かつ、現に人が居住せず、人が使用していない住宅、建築物及びその敷地をいう。
 - (2) 空き地 居住を目的として建物を建築することができる土地で、利用されていないものをいう。
 - (3) 所有者等 空き家又は空き地(以下「空き家等」という。)に係る所有権 又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
 - (4) 利用希望者 空き家等の購入又は賃借を希望する者をいう。
 - (5) 空き家・空き地バンク 市が空き家等の利活用を目的に、所有者からの同意を得た上で空き家等の情報を提供する制度をいう。
 - (6) 居住誘導区域 むつ市立地適正化計画により市が定めた、人口減少の中に あっても生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘 導すべき区域をいう。

(空き家・空き地バンクへの登録の申込み等)

- 第3条 空き家・空き地バンクへの空き家等の登録を希望する所有者等は、次に 掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) むつ市空き家・空き地バンク登録申込書(様式第1号)
 - (2) むつ市空き家・空き地バンク登録カード(空き家用)(様式第2号)又はむつ市空き家・空き地バンク登録カード(空き地用)(様式第3号)
- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その登録に必要な

調査を行うものとする。

(空き家等の登録)

- 第4条 市長は、前条第2項の調査が終了し適当と認めるときは、空き家等を空き家・空き地バンクに登録するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、 その情報を登録することができない。
 - (1) 法令等に違反しているもの
 - (2) 空き家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第 2条第2項に規定する特定空家等に指定されているもの
 - (3) 居住誘導区域外に所在するもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長がその情報を登録することが適当でない と認めるもの
- 3 市長は、第1項の規定による登録(以下「バンク登録」という。)をしたときは、むつ市空き家・空き地バンク登録完了通知書(様式第4号)により所有者等に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出)

- 第5条 前条第3項の規定による通知を受けた所有者等(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、むつ市空き家・空き地バンク登録内容変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その登録事項を更新するものとする。

(登録の抹消)

- 第6条 市長は、登録者からむつ市空き家・空き地バンク登録抹消申出書(様式 第6号)の提出があったとき、又はバンク登録した空き家等(以下「登録物件」 という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、バンク登録を抹消するとと もに、むつ市空き家・空き地バンク登録抹消通知書(様式第7号)により当該登 録者に通知するものとする。
 - (1) 登録物件に係る所有者等に異動があったとき。
 - (2) 登録物件の売買、賃貸借等の契約が成立したとき。
 - (3) 第3条第1項の規定による提出書類に虚偽の記載があったとき。

(登録情報の公開)

第7条 市長は、登録物件の情報(登録者の個人情報を除く。)をホームページ 等を通じて広く公開するものとする。

(利用の申込み等)

- 第8条 登録物件の利用希望者は、むつ市空き家・空き地バンク利用申込書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その申込み内容を 当該空き家等の登録者に通知するものとする。

(登録者と利用希望者との交渉等)

- 第9条 登録者と利用希望者との間における登録物件に関する交渉及び売買契約 又は賃貸借契約について、市は直接これに関与しない。
- 2 登録者は、前項の契約が締結された場合、むつ市空き家・空き地バンク契約締結報告書(様式第9号)により速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 登録物件に関する交渉及び契約に関して発生した一切の問題については、当 事者間で解決するものとする。

(秘密の保持)

第10条 この要領に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、その 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(適用上の注意)

第11条 この要領は、むつ市空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引 を規制するものではない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、空き家・空き地バンクに関し必要な事項 は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。